

# 利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

(県管理区間)

(変更部分対比表)

令和元年 月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

利根川水系  
中川・綾瀬川ブロック河川整備計画  
（県管理区間）

平成 18 年 4 月

埼 玉 県

案

1

利根川水系

2

3

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画

4

（変更）

5

6

（県管理区間）

7

8

9

10

11

12

令和元年 月

13

14

15

埼 玉 県

16

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要

1. 1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要

中川・綾瀬川ブロックは、関東平野の中央部、利根川水系の西南端に位置し、周囲を利根川・江戸川及び荒川に囲まれた一様に平坦で低平な流域が広がり、県南地域を中心として都市化の進展が著しい地域である。

ブロック内の一級河川は、中川、綾瀬川、元荒川などの 34 河川があり、大部分はかつて農業用の排水路として開削されたものや、利根川や荒川といった大河川の旧流路である。その内、中川の 33.7km 地点及び綾瀬川の 17.2km 地点より上流が埼玉県管理区間であり、同地点が国との管理境となっている。

中川・綾瀬川ブロックに関連する市町村は、21 市 13 町 1 村の計 35（平成 17 年 3 月 1 日現在）、ブロックの面積は約 886km<sup>2</sup>、ブロック内の人口は、県人口の約 1/3 にあたる約 235 万人である（平成 12 年国勢調査）。

昭和 30 年代以降、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、従来有していた保水・遊水機能が失われてきている。また、浸水の恐れのある区域に人口・資産が増大してきている。

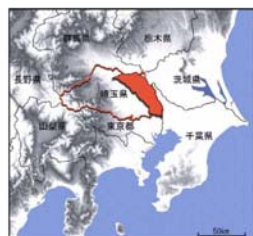


図 1-1 中川・綾瀬川ブロック概略位置図

1. 中川・綾瀬川ブロックの概要

1. 1 中川・綾瀬川ブロックの地域概要

中川・綾瀬川ブロックは、関東平野の中央部、利根川水系の西南端に位置し、周囲を利根川・江戸川及び荒川に囲まれた一様に平坦で低平な流域が広がり、県南地域を中心として都市化の進展が著しい地域である。

ブロック内の一級河川は、中川、綾瀬川、元荒川などの 34 河川があり、大部分はかつて農業用の排水路として開削されたものや、利根川や荒川といった大河川の旧流路である。その内、中川の 33.7km 地点及び綾瀬川の 17.2km 地点より上流が埼玉県管理区間であり、同地点が国との管理境となっている。

中川・綾瀬川ブロックに関連する市町村は、20 市 4 町の計 24（平成 31 年 1 月 1 日現在）、ブロックの面積は約 886km<sup>2</sup>、ブロック内の人口は、県人口の約 1/3 にあたる約 245 万人である（平成 27 年国勢調査）。

昭和 30 年代以降、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、従来有していた保水・遊水機能が失われてきている。また、浸水の恐れのある区域に人口・資産が増大してきている。

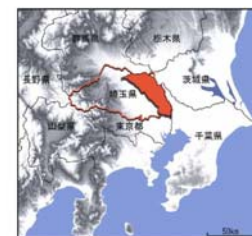


図 1-1 中川・綾瀬川ブロック概略位置図

地形・地質

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の  
中川および星川あるいは大  
小の河川や用水路が流下し  
ており、低地地形が広く発  
達している地域である。低  
地は全体の約 8 割以上を占  
め、流域の上流から下流ま  
で広く分布している。台地  
は流域の中流部の西側と東  
側に分布している。



図 1-2 埼玉県地形略図  
〔「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県  
地形略図（堀口萬吉）より作図されたもの〕

中川・綾瀬川ブロック

の地質は、台地は新生代第 4 紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）か  
らなり、低地は新生代第 4 紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積し  
た沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動<sup>注1)</sup>と呼ばれる沈降運動と、  
それに洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和 30 年代からの急激な人口増や工場集積により地下水  
利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域  
は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していった。現在は、  
地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。

注 1) 「関東造盆地運動」

関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、ふたつの地殻変動を受け  
ながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かって傾  
いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度は大宮  
大地の北東部が最も低い。

現在も山地の隆起は続いており、険しい山稜と V 字谷が発達している一方で、羽生市や  
加須市付近の 1,000 年ほど前につくられた古墳がおよそ 3m 地下に埋設していることなど、  
周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動（造盆地運動）が、今な  
お続いていると考えられている。

地形・地質

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の  
中川および星川あるいは大  
小の河川や用水路が流下し  
ており、低地地形が広く発  
達している地域である。低  
地は全体の約 8 割以上を占  
め、流域の上流から下流ま  
で広く分布している。台地  
は流域の中流部の西側と東  
側に分布している。



図 1-2 埼玉県地形略図  
〔「彩の国の河川・知る知るマニュアル」、埼玉県  
地形略図（堀口萬吉）より作図されたもの〕

中川・綾瀬川ブロックの

地質は、台地は新生代第四紀の火山灰の堆積した洪積層（関東ローム層）から  
なり、低地は新生代第四紀沖積世の東京湾の海進（海面上昇）により堆積した  
沖積層で形成されている。さらに、関東造盆地運動<sup>注1)</sup>と呼ばれる沈降運動と、  
それに洪水による堆積が繰り返され、軟弱な地盤が多い地域となっている。

近年においては、昭和 30 年代からの急激な人口増や工場集積により地下水  
利用が増大したため、南側の地域で地盤沈下の影響が生じ始めた。沈下地域  
は次第に拡大し、中川流域に沿って北東部地域まで北上していった。現在は、  
地下水の取水規制が行われ沈静化しつつある。

注 1) 「関東造盆地運動」

関東平野は、関東山地など周辺の隆起と関東平野が沈み込む、ふたつの地殻変動を受け  
ながら形成されてきた。そのため、関東平野を構成する地層は平野の中心部に向かっ  
て傾いている。このような傾向は平野の地形の高度分布にもみられ、例えば台地の高度  
は大宮台地の北東部が最も低い。

現在も山地の隆起は続いており、険しい山稜と V 字谷が発達している一方で、羽生市  
や加須市付近の 1,000 年ほど前につくられた古墳がおよそ 3m 地下に埋設していること  
など、周囲の隆起と中心部の相対的な沈降による盆状の地形をつくる運動（造盆地運動）  
が、今なお続いていると考えられている。

気候

中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は 15℃前後であり、年間降水量は約 1,300mm で全国平均値(約 1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。

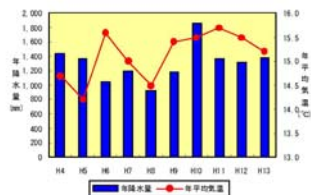


図 1-3 熊谷の気象  
 (『埼玉県統計年鑑』平成 5 年～平成 14 年度版のデータより作成)

1

気候

中川・綾瀬川ブロックの気候は太平洋岸性気候に属し、冬は乾燥した『カラッ風』といわれる北西季節風が強く、晴天が続き降水量が少ない。また、夏は南東の卓越風があり、高温多湿で降水量が比較的多くなる特徴を持っている。

年間の平均気温は 15℃前後であり、年間降水量は約 1,300mm で全国平均値(約 1,800mm)と比べ降水量は少なく、ブロック内の地域差も少ない。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

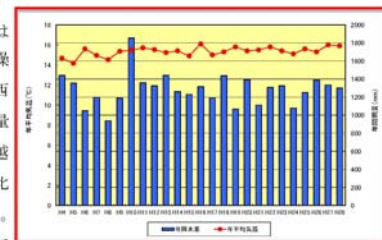


図 1-3 熊谷の気象  
 (『埼玉県統計年鑑』平成 5 年～平成 29 年度版のデータより作成)

交通

中川・綾瀬川ブロックの交通は、JR東北本線・高崎線・武蔵野線、東武野田線・伊勢崎線・日光線、秩父鉄道、埼玉高速鉄道などの鉄道、及び国道4号・16号・17号、東北自動車道、常磐自動車道、東京外環自動車道などの幹線道路が縦横に走り利便性が高く、また、常磐新線、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道の整備により、さらに充実したものになりつつある。

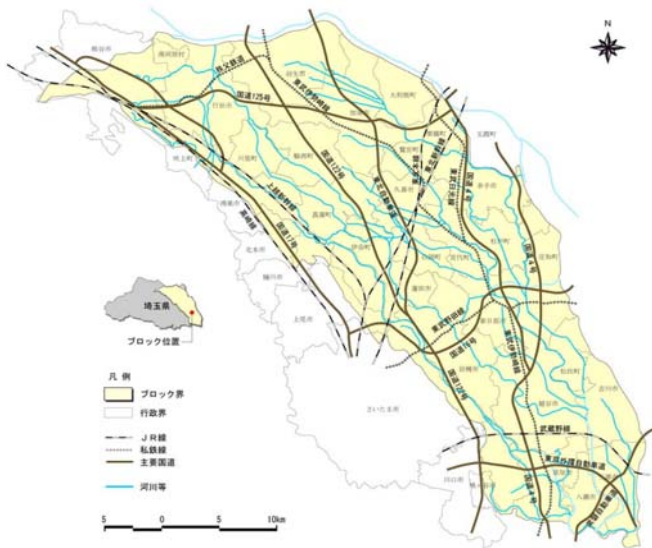


図 1-4 中川・綾瀬川ブロックの交通状況

交通

中川・綾瀬川ブロックの交通は、JR東北本線・高崎線・武蔵野線、東武野田線・伊勢崎線・日光線、秩父鉄道、埼玉高速鉄道などの鉄道、及び国道4号・16号・17号、東北自動車道、常磐自動車道、東京外環自動車道などの幹線道路が縦横に走り利便性が高く、また、つくばエクスプレス、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道の整備により、さらに充実したものになりつつある。

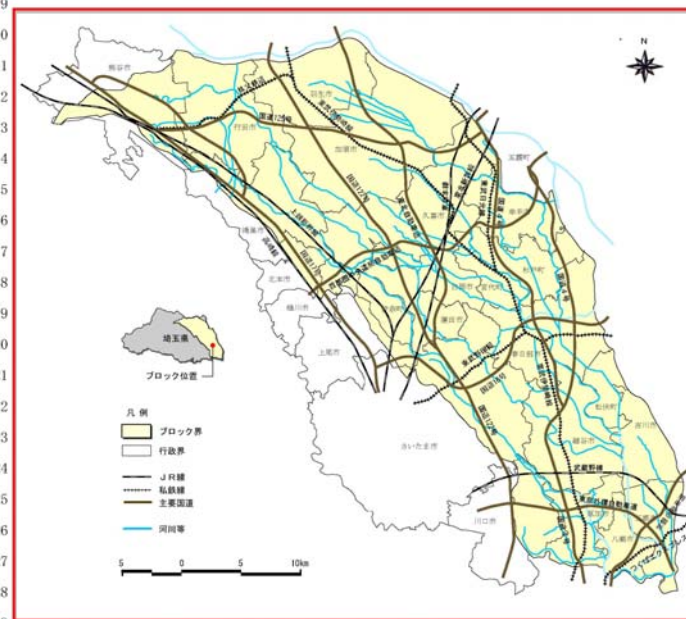


図 1-4 中川・綾瀬川ブロックの交通状況

土地利用

昭和 30 年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用される一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地として利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。開発が始まる昭和 30 年の土地利用は、市街地と農村型集落の合計が 17%、水田が 55%、畑が 16%、森林・その他が 12%であったのが、平成 12 年には市街地と農村型集落の合計が 53%、水田が 33%、畑が 8%、森林・その他が 6%となり、45 年間で 188km<sup>2</sup>の水田、77km<sup>2</sup>の畑、51km<sup>2</sup>の森林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼を担う地域としての開発が予想される。

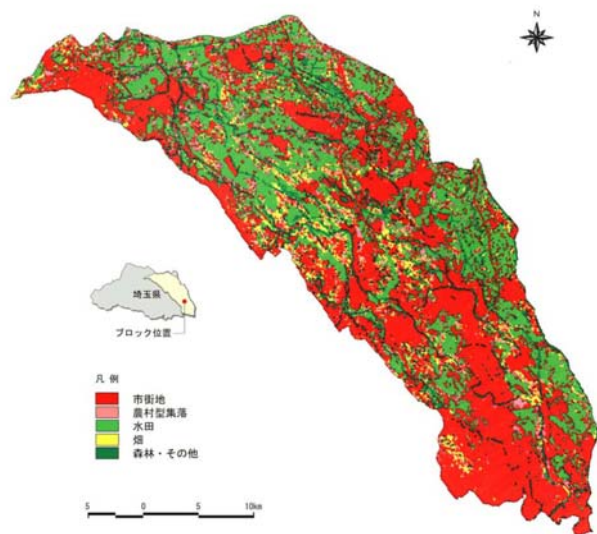


図 1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成 12 年現在）

土地利用

昭和 30 年代以前は、流域の地盤の低い地域は主として水田として利用される一方で、人々は自然堤防や台地などの浸水の危険性が低い場所を居住地として利用する住み分けが行われていた。しかし、近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われてきた。開発が始まる昭和 30 年の土地利用は、市街地と農村型集落の合計が 17%、水田が 55%、畑が 16%、森林・その他が 12%であったのが、平成 27 年には市街地と農村型集落の合計が 59%、水田が 25%、畑が 9%、森林・その他が 7%となり、60 年間で 259km<sup>2</sup>の水田、65km<sup>2</sup>の畑、46km<sup>2</sup>の森林・その他が市街化された。今後も交通の利便性を生かして、首都圏の一翼を担う地域としての開発が予想される。

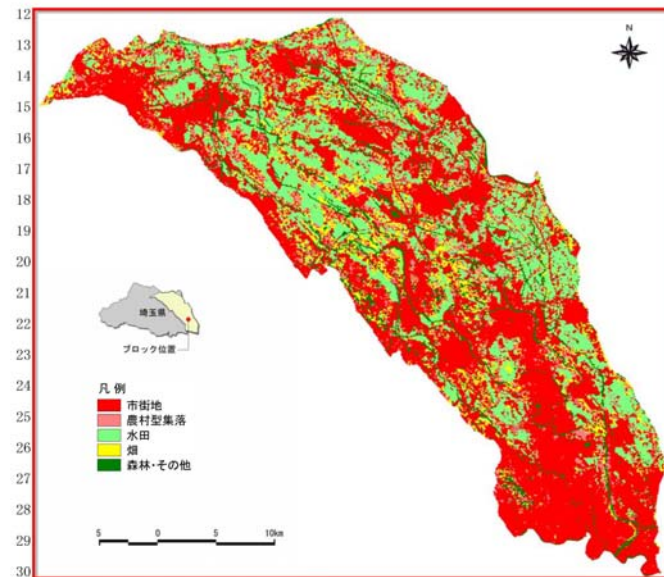


図 1-5 中川・綾瀬川ブロックの土地利用状況（平成 27 年現在）

動植物

中川・綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の中川・綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などが生育している。特に、加須市浮野、鷲宮町宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、岩槻市赤坂沼には、池沼湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残存しており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、元荒川や星川などの水辺には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているキタミソウの生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また日本では越谷市を中心とした中川・綾瀬川ブロックだけに見られるシラコバトが生息し、県の鳥に指定されている。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ<sup>ミヨ</sup>が生息しており、生息地の一部は埼玉県の天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、ヒヌマ

イトトンボが汽水域に、オオモノサシトンボが流水域に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、加須市志多見の内陸砂丘の砂地には、ニッポンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノ

動植物

中川・綾瀬川ブロックは、かつては広大な低湿地や湖沼が分布しており、多くの動植物が生息・生育していた。しかし近年急速に開発が進んだことと、農地での除草剤等の使用により、ここに生息・生育していた多くの動植物が絶滅したり、生息・生育域を縮小したりしつつある。

現在の中川・綾瀬川ブロックにおける植物は、ケヤキ・スギなどの社寺林や屋敷林などからなる森林を始め、河畔や水路にはヤナギ群落、ヨシ群落などが生育している。特に、加須市浮野、久喜市宝泉寺沼、蓮田市黒浜沼、さいたま市岩槻区赤坂沼には、池沼湿地に生育するノウルシなどの貴重な植物が残存しており、羽生市三田ヶ谷宝蔵寺沼は、ムジナモ自生地として国の天然記念物に指定されている。また、元荒川や星川などの水辺には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているキタミソウの生育もみられる。

動物では、河川敷とその周辺にはホンドタヌキなど、農耕地周辺にはホンシュウジネズミなどが生息している。また、河川敷と流路には外来種マスカットが生息している。

鳥類では、河川敷や湖沼の低湿地にはカモ類、サギ類などが生息しており、また、県の鳥「シラコバト」は、「越ヶ谷のシラコバト」という名称で国の天然記念物にも指定されており、中川・綾瀬川ブロックを中心にみられる。

河道にはコイ、ギンブナ、ナマズなどが生息している。

また、元荒川源流部（熊谷市）には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨ<sup>ミヨ</sup>が生息しており、生息地の一部は埼玉県の天然記念物に指定されている。



ムサシトミヨ

昆虫類では、ベニイトトンボなどが古い湖沼に、ヒヌマ

イトトンボが汽水域に、オオモノサシトンボが抽水植物が発達した限られた沿川池沼に生息しているなど、多くの貴重な種類がみられる。また、加須市



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

キ林には県の蝶であるミドリシジミも生息している。

注 1) ムサシトミヨ：

トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作ることで知られる。埼玉県誕生 120 年を記念して平成 3 年に県の魚に指定された。同年、環境庁のレッドデータブックに「絶滅危惧種」として掲載され、平成 12 年に「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」による希少動植物種に指定されている。

また、源流部約 400m 間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

1 ニッポンハナダカバチなどの希少種が確認されている。更に、水辺のハンノ  
2 キ林には県の蝶であるミドリシジミも生息している。

3  
4  
5 注 1) ムサシトミヨ：

6 トゲウオ科の淡水魚で、世界で熊谷市の元荒川源流部にのみ生息し、雄が巣を作るこ  
7 とで知られる。埼玉県誕生 120 年を記念して平成 3 年に県の魚に指定された。同年、環  
8 境庁のレッドデータブックに「絶滅危惧種」として掲載され、平成 12 年に「埼玉県希  
9 少野生動植物の種の保護に関する条例」による希少動植物種に指定されている。

10  また、源流部約 400m 間の生息地が県の天然記念物に地域指定されている。

11

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

このような状況のもと、ブロック西部に位置する綾瀬川では、昭和 54 年 10 月台風 20 号、昭和 61 年 8 月台風 10 号及び平成 3 年 9 月台風 18 号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表 1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を 3 度実施している。また、中川の支川である新方川でも、昭和 57 年 9 月台風 18 号及び昭和 61 年 8 月台風 10 号の被害により、過去 2 度の激特事業を実施している。

表 1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	流域平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)			備考
	48時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水	計	
昭和 33 年 9 月	261.9	33.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和 54 年 10 月	101.8	14.7	1,030.0	11,453	1,654	13,107	綾瀬川・伝右川激特採択洪水
昭和 56 年 10 月	137.2	27.4	2,120.0	16,242	3,419	19,661	伝右川・辰井川激特採択洪水
昭和 57 年 9 月	224.9	23.7	25,698.7	6,426	29,999	36,425	新方川激特採択洪水
昭和 61 年 8 月	197.0	30.7	6,533.3	5,177	17,787	22,964	綾瀬川・新方川激特採択洪水
平成 3 年 9 月	186.5	16.8	6,731.1	3,646	11,965	15,611	綾瀬川・辰井川激特採択洪水
平成 5 年 8 月	180.4	18.7	2,975.3	1,768	13,889	15,657	
平成 8 年 9 月	152.4	17.4	3,774.9	173	2,831	3,004	
平成 10 年 8 月	146.1	17.7	32.3	4	161	165	
平成 10 年 9 月	126.8	23.3	86.3	26	219	245	
平成 11 年 8 月	172.6	18.9	204.5	56	676	732	
平成 12 年 7 月	159.5	24.2	326.2	117	1,016	1,133	
平成 13 年 9 月	130.8	15.8	4.9	5	27	32	
平成 14 年 7 月	141.1	16.5	6.7	3	65	68	
平成 14 年 10 月	86.5	22.0	0.6	1	43	44	

出典) 流域平均雨量：「江戸川河川事務所資料」より。  
 浸水面積：昭和 56 年 10 月洪水以前は「江戸川河川事務所資料」、昭和 57 年 9 月洪水以降は「県水害調査報告書 埼玉県」より。  
 浸水戸数：昭和 57 年 9 月洪水以前は「江戸川河川事務所資料」、昭和 61 年 8 月洪水以降は「県水害調査報告書 埼玉県」より。  
 なお、昭和 54 年 10 月洪水及び昭和 56 年 10 月洪水の浸水面積及び浸水戸数は、綾瀬川流域のみの数値。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

このような状況のもと、ブロック西部に位置する綾瀬川では、昭和 54 年 10 月台風 20 号、昭和 61 年 8 月台風 10 号及び平成 3 年 9 月台風 18 号などにより、幾度も甚大な浸水被害（表 1-1）が発生したため、再度災害を防止するための集中的な整備事業である、河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を 3 度実施している。また、中川の支川である新方川でも、昭和 57 年 9 月台風 18 号及び昭和 61 年 8 月台風 10 号の被害により、過去 2 度の激特事業を実施している。

表 1-1 中川・綾瀬川ブロックにおける被害状況

	流域平均雨量		浸水面積 (ha)	浸水戸数(戸)			備考
	48時間最大 (mm/48hr)	時間最大 (mm/r)		床上浸水	床下浸水	計	
昭和 33 年 9 月	266.9	28.7	27,840.0	11,563	29,981	41,544	
昭和 54 年 10 月	100.1	15.3	524.2	1,168	8,349	9,517	綾瀬川・伝右川激特採択洪水
昭和 56 年 10 月	143.3	26.3	2,354.1	3,797	30,021	33,818	伝右川・辰井川激特採択洪水
昭和 57 年 9 月	195.5	23.5	5,075.7	6,729	22,728	29,457	新方川激特採択洪水
昭和 61 年 8 月	200.3	32.3	2,115.9	4,618	12,256	16,874	綾瀬川・新方川激特採択洪水
平成 3 年 9 月	184.3	17.1	2,493.5	4,172	13,774	17,946	綾瀬川・辰井川激特採択洪水
平成 8 年 9 月	168.7	18.4	1,111.0	162	2,731	2,893	
平成 10 年 8 月	135.7	17.3	0.8	0	88	88	
平成 10 年 9 月	132.3	23.0	60.0	18	223	241	
平成 11 年 8 月	174.0	18.1	153.5	53	653	706	
平成 12 年 7 月	163.4	25.7	194.6	109	971	1,080	
平成 13 年 9 月	130.5	15.4	0.5	4	11	15	
平成 14 年 7 月	143.4	17.0	23.9	3	82	85	
平成 16 年 10 月	200.1	18.4	416.0	111	756	867	台風 22 号
平成 16 年 10 月	162.4	21.1	7.2	26	257	283	台風 23 号
平成 18 年 12 月	170.2	16.0	52.2	27	184	211	
平成 20 年 8 月	135.0	22.4	149.7	154	1,892	2,046	
平成 21 年 8 月	69.9	21.8	89.4	9	46	55	
平成 21 年 10 月	121.8	30.4	38.1	85	557	642	
平成 25 年 10 月	180.9	28.3	47.1	349	1,380	1,729	
平成 26 年 6 月	200.7	10.9	0.0	1	0	1	
平成 27 年 9 月	228.7	18.0	1,040.4	877	3,960	4,837	

9 出典) 流域平均雨量：「江戸川河川事務所提供資料」より。  
 10 浸水面積、浸水戸数：「水害統計」より  
 11 ただし、昭和 33 年 9 月洪水の数値は「中川・綾瀬川流域浸水実績図集」より  
 12

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

近年では、国、東京都管理区間において、平成 7 年に三郷排水機場（200m<sup>3</sup>/s）と綾瀬排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が、平成 10 年には八潮排水機場（100m<sup>3</sup>/s）が完成し、埼玉県管理区間においても、平成 11 年に中川上流排水機場（50m<sup>3</sup>/s）、平成 13 年に辰井川排水機場



H3. 辰井川浸水被害（川口市）

（10m<sup>3</sup>/s）及び大場川上流排水機場（40m<sup>3</sup>/s）の完成など、治水施設整備が進んでいる。

また、平成 14 年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開始し（ポンプ：100m<sup>3</sup>/s 暫定完成）、今後は大落古利根川まで延伸し、200m<sup>3</sup>/s のポンプ規模で完成する予定である。

中川・綾瀬川ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、元々灌漑排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭い上に流域が一様に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を大幅に拡げることは困難である。そのため、治水方策としては河道の整備とともに、必要に応じ流域外の荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を設けて洪水流量の低減を図っている。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

1 近年では、国、東京都管理区間において、平成 7 年に三郷排水  
2 機場（200m<sup>3</sup>/s）と綾  
3 瀬排水機場（100m<sup>3</sup>/s）  
4 が、平成 10 年には八  
5 潮排水機場（100m<sup>3</sup>/s）  
6 が完成し、埼玉県管理  
7 区間においても、平成  
8 11 年に中川上流排水機  
9 場（50m<sup>3</sup>/s）、平成  
10 13 年に辰井川排水機  
11 場（10m<sup>3</sup>/s）及び大場川上流排水機場（40m<sup>3</sup>/s）の完成など、治水施設整備が  
12 進んでいる。



H27. 9 浸水被害（越谷市・せんげん台駅前）

15 また、平成 14 年には首都圏外郭放水路が江戸川～倉松川間で試験通水を開  
16 始し（ポンプ：100m<sup>3</sup>/s 暫定完成）、平成 18 年には大落古利根川まで延伸し、  
17 200m<sup>3</sup>/s のポンプ規模で完成した。

18 中川・綾瀬川ブロック内の河川は、大河川の旧流路を除く大半の河川が、  
19 元々灌漑排水のために人工的に開削した農業用の用排水路であり、川幅が狭  
20 い上に流域が一様に平坦なことから、河道の流下能力は極めて小さく、治水上  
21 の課題となっている。また、下流部は市街化が進行しているため、川幅を  
22 大幅に拡げることは困難である。そのため、治水方策としては河道の整備と  
23 ともに、必要に応じ流域外の荒川や江戸川に排水をしたり、河川に調節池を  
24 設けて洪水流量の低減を図っている。  
25  
26

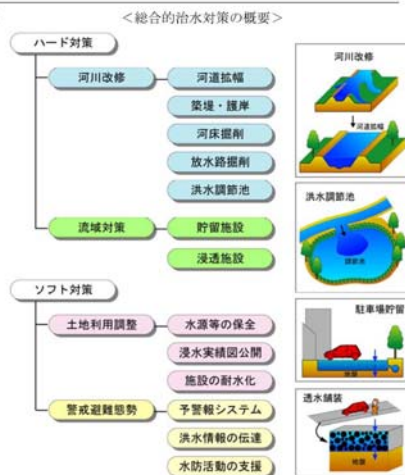
また、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要があり、各自治体では対策基準を設けて、流出抑制対策に伴う調整池、雨水浸透施設の設置を指導している。

同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施している。

また、ブロック内 4 市 3 町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR 活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われている。

今後も引き続き、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって総合的な治水対策<sup>注2)</sup>を進めていく必要がある。

注2)「総合的な治水対策」  
河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設置などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。



また、新たな開発によって地面がコンクリートやアスファルト等に覆われることにより、流域が従来持っていた保水・遊水機能が失われている。その結果、雨水は川へと一気に流れ込み、それまで安全であった地域にまで浸水が及ぶこととなる。これを防ぐために、河川への流出を少なくするよう雨水貯留施設や浸透施設を設置する必要があり、各自治体では対策基準を設けて、流出抑制対策に伴う調整池、雨水浸透施設の設置を指導している。

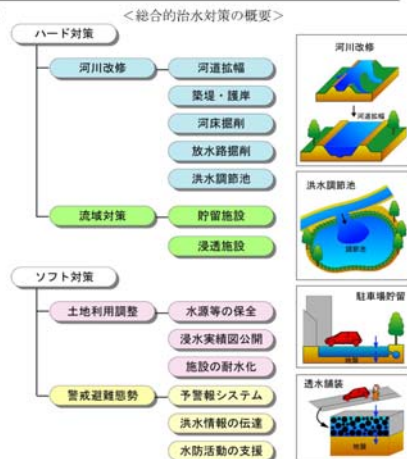
同様に、既に開発されている地域についても、公園、学校、公民館等の公共施設の敷地を利用し、各自治体が流出抑制対策を実施している。

また、ブロック内 20 市 4 町で洪水ハザードマップが公表されており、広報・PR 活動を行う事による、洪水被害の軽減を目的としたソフト対策が行われている。

更に、想定し得る最大規模の降雨での洪水浸水想定区域の指定を進め、水害危険性の周知促進に向けた取り組みを進めていく必要がある。

今後も引き続き、早期に治水安全度を向上させるため、地域住民や関係機関が協力し、流域と河川が一体となって総合的な治水対策<sup>注2)</sup>を進めていく必要がある。

注2)「総合的な治水対策」  
河川改修による治水施設の整備だけでなく、流域が従来持っていた保水・遊水機能の回復を図るため、貯留・浸透施設の設置などによる雨水の流出抑制対策や、被災時には被害を最小限に抑えるための対策を総合的な治水対策と呼んでいる。



1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水である。見沼代用水は星川の一部区



元荒川 末田須賀堰（岩槻市）

間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分水工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する、また十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶瀬分水工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦曾根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 6.793m<sup>3</sup>/s（暫定水利権）、工業用水 1.913m<sup>3</sup>/s、農業用水 1.290m<sup>3</sup>/s、計 9.99m<sup>3</sup>/s の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 47.11m<sup>3</sup>/s（慣行水利権 14.38m<sup>3</sup>/s、許可水利権 32.73m<sup>3</sup>/s）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウエイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後は、土地利用の変化に対応した水利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく必要がある。

1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

①利水

中川・綾瀬川ブロックの河川では、利根川、荒川、江戸川から取水され、農業用水路を通じ水田を潤したのち、排水路に現れる還元水が主な水源となっている。

主な農業用水は、利根大堰から取水されている見沼代用水と葛西用水であ



元荒川 末田須賀堰（さいたま市岩槻区）

る。見沼代用水は星川の一部区間を兼用しながら流れ、八間堰を経て瓦葺分水工で東西幹線水路に分かれ、かんがいの後、綾瀬川、芝川に還元する、また十六間堰においては元荒川に注水し、自流と併せて末田須賀堰で堰上げし利用している。

葛西用水は埼玉用水路を経て羽生地先で分水し、加須市、久喜市を経て杉戸町境の琵琶瀬分水工で古利根川に注水し、自流と併せて古利根堰や瓦曾根堰で堰上げし利用している。

中川では国の管理区間に上水道用水 6.306m<sup>3</sup>/s（暫定水利権）、工業用水 1.910m<sup>3</sup>/s、農業用水 1.278m<sup>3</sup>/s、計 9.494m<sup>3</sup>/s の水利権が設定されている。

また、国の管理区間を除く中川・綾瀬川ブロックの各河川には、農業用水の水利権約 73.04m<sup>3</sup>/s（慣行水利権 19.08m<sup>3</sup>/s、許可水利権 53.96m<sup>3</sup>/s）が設定されている。

このように、中川、綾瀬川ブロック河川は、山地などの自己水源に乏しく、農業用水の還元水が重要なウエイトを占めている。そのため、非かんがい期には流量が激減するため、河川環境の悪化が著しい。

今後も、土地利用の変化に対応した水利用の調整と非かんがい期の通水等によって河川環境の改善を図っていく。

②河川環境

中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっているため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な瀬や淵は見られない。

また、農業用の排水路として開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした豊かな自然に恵まれた田園の中を流下している。

もともとは、低湿地帯であったこの地も長い歴史の中で多くの池沼群の干拓が行われ、近年では都市化の進展に伴う



元荒川の河畔林（岩槻市）

宅地化等により、生物にとって重要な生育・生息環境となる低湿地帯としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落は僅かであるが見られる。

このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴやゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズなどが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

しかしながら、現在でも貴重種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類やヒメマイトトンボやオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査では、多くの生物が生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しながら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要がある。

1

②河川環境

2 中川・綾瀬川ブロックの河川は、流域の地形の大半が低平地となっている  
3 ため、河川勾配は緩く、大半の区間では大規模な砂州は形成されず、顕著な  
4 瀬や淵は見られない。

5 また、農業用の排水路として  
6 開削された河川が多いので、これらの河川は広々とした  
7 豊かな自然に恵まれた田  
8 園の中を流下している。

9 もともとは、低湿地帯であ  
10 ったこの地も長い歴史の中  
11 で多くの池沼群の干拓が行  
12 われ、近年では都市化の進展



元荒川の河畔林（さいたま市岩槻区）

13 に伴う宅地化等により、生物にとって重要な生育・生息環境となる低湿地帯  
14 としての機能は失われつつあり、上中流の水際には、動物の生息に重要な環  
15 境条件となるヤナギ林、竹林などの河畔林やオギ、ヨシなどの群落は僅か  
16 であるが見られる。

17 18 このような変化の中で、かつてはこの地に生息した魚類のミヤコタナゴや  
19 ゼニタナゴ、昆虫類ではタガメ、ゲンゴロウ等が絶滅し、姿を消している。

20 現在、魚類では、コイ、ギンブナ、モツゴ、ニゴイなどのコイ科、スズキ、  
21 ボラ、トウヨシノボリなどのハゼ科、そのほかドジョウ、メダカ、ナマズな  
22 どが確認されている。また、近年、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種  
23 も多く確認されるようになり、生態系への影響が懸念される。

24 しかしながら、現在でも貴重種であるムサシトミヨやメダカ等の魚類や  
25 ~~ヒメマイトトンボ~~やオオモノサシトンボ等の昆虫類が確認されている。

26 中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査では、多くの生物が  
27 生息できる河川にしてほしいという要望が強いため、関係機関とも連携しな  
28 がら、過去からの変遷を考慮し、河川環境の維持・保全に努めていく必要が  
29 ある。  
30  
31

③流況

中川・綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、灌漑期の流量は豊富であるが、非灌漑期の流量は極めて少ない。

綾瀬川においては、元荒川処理センター（荒川左岸北部下水道）から処理水が最上流部に還元放流され、水量が減少する非灌漑期の重要な流量確保ととなっている。

また、綾瀬川、伝右川、毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、綾瀬川・芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。

中川・綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

中川・綾瀬川ブロックの環境基準<sup>1)</sup>は、綾瀬川の都県境の E 類型<sup>2)</sup> (BOD10mg/l) を除いては、すべて C 類型 (BOD5mg/l) と指定されており、BOD の環境基準適合割合<sup>3)</sup>は、中川水域では長期的には 50%前後の横ばい状態であるが、1996 年以降 60%以上となっており、2002 年の適合率は 85%に達している。また、綾瀬川水域は 30%前後と低く推移していたが、1996 年以後急速に改善し、2002 年の適合率は 80%を超えている。

また、BOD 値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（非灌漑期）は BOD が上昇する傾向がみられる。

1

③流況

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

中川・綾瀬川ブロックの平常時流量の多くは、利根大堰などから取水された農業用水の落水により構成されているため、灌漑期の流量は豊富であるが、非灌漑期の流量は極めて少ない。

~~綾瀬川においては、元荒川処理センター（荒川左岸北部下水道）から処理水が最上流部に還元放流され、水量が減少する非灌漑期の重要な流量確保となっている。~~

~~また、綾瀬川、伝右川、毛長川には、水質改善及び水量回復を目的とした、綾瀬川・芝川等浄化導水事業（荒川導水）を実施している。~~

中川・綾瀬川ブロックの流況は不安定な要素はあるが、関係機関と協力して水環境機能の維持に努めていく必要がある。

④水質

中川・綾瀬川ブロックの環境基準<sup>1)</sup>は、すべて C 類型 (BOD5mg/l) と指定されており、BOD の環境基準適合割合<sup>2)</sup>は、中川水域では長期的には 50%前後の横ばい状態であるが、1996 年以降 60%以上となっており、**その後も改善を続け、2016 年の適合率は 92%に達している。**また、綾瀬川水域は 30%前後と低く推移していたが、1996 年以後急速に改善し、**2014 年には適合率 100%を記録、それ以降も高い適合率を維持している。**

また、BOD 値の月別変化で見ると、各環境基準地点ともに農業用水の取水が少なくなり、河川の流量が減少する冬期（非灌漑期）は BOD が上昇する傾向がみられる。

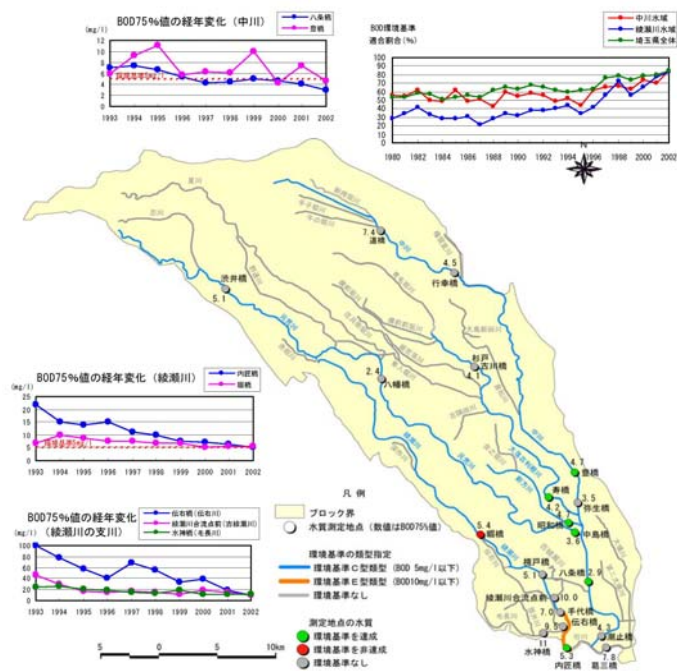


図 1-8 中川・綾瀬川ブロックの水質状況（平成 14 年現在）

綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であったため、平成 7 年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）」により、河川直接浄化施設の整備や浚渫の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図る様々なプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成 13 年には、「利根川水系綾瀬川第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス II<sup>注 4)</sup>）」の対象河川となり、継続的な改善努力を実施していく

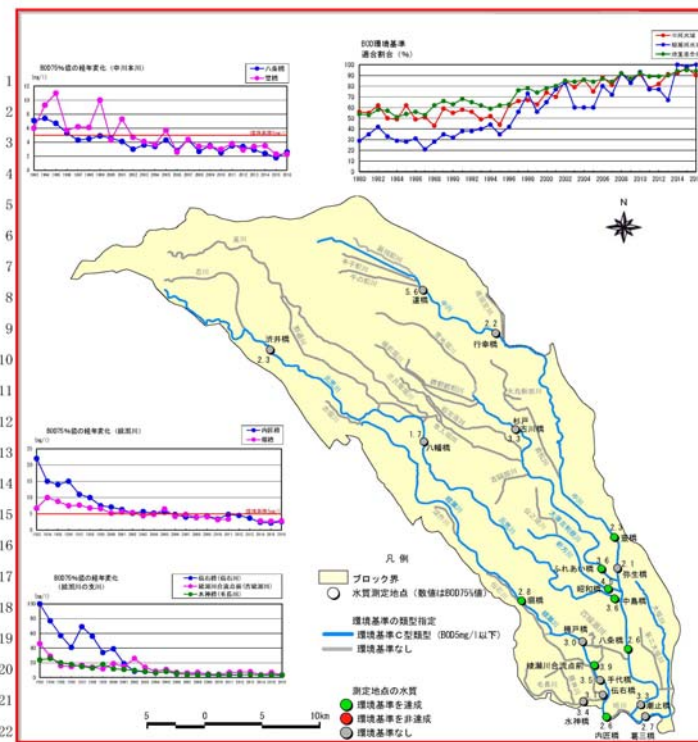


図 1-8 中川・綾瀬川ブロックの水質状況（平成 28 年現在）

綾瀬川やその支川の古綾瀬川、伝右川、辰井川では水質汚濁が顕著であったため、平成 7 年から「利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）」により、河川直接浄化施設の整備や浚渫の実施、浄化用水の導水など、水質の改善を図る様々なプロジェクトが実施され効果を上げてきた。平成 13 年には、「利根川水系綾瀬川第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス II<sup>注 3)</sup>）」の対象河川となり、継続的な改善努力を実施していくことになった。なお、平成 14 年(2002 年)の BOD75% 値を見てみると、綾瀬川



ことになった。なお、平成 14 年（2002 年）の BOD75%値を見てみると、綾瀬川の内匠橋地点では 5.3mg/l と環境基準（10mg/l）を下回っているが、暖橋地点では 5.4mg/l と環境基準（5mg/l）を上回っている。また、綾瀬川の支川については、古綾瀬川の綾瀬川放水路前地点で 10mg/l、伝右川の伝右橋地点で 9.5mg/l、毛長川の水神橋地点で 11mg/l となっている。

全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽などの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善されてきているが、依然として、環境基準を超えている河川もあり、中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査の中でも、多くの人が水質の悪さを感じていることから、今後も関係機関や地域と連携して、さらなる水質の改善に努める必要がある。

注 1) 「環境基準」

公害防止の目標値。AA～E 類型の 6 段階に分類。

注 2) 「綾瀬川の都県境の E 類型」

平成 15 年 3 月 2 日付環境省告示により、現在は C 類型となっている。

注 3) 「環境基準適合割合」

毎月 1 回測定している場合、1 年間の 12 個のデータのうち水質の良い方から 9 番目のデータが 75% 値となる。

BOD の測定結果については 1 年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75% 以上である場合に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点の BOD75% 値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合していると言える。

$$\text{環境基準適合割合(\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注 4) 「清流ルネサンスⅡ」

水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池などを対象に、きれいな水環境へ改善することを目的として策定された計画のことであり、日本のすべての汚れた河川などを対象に実施されるものではなく、水質改善に対する市町村や住民の方々などの熱意があり、積極的に取り組んでいる河川のみで策定される計画である。

<清流ルネサンスⅡ・計画イメージ図>



1 の内匠橋地点では 5.3mg/l と環境基準（10mg/l）を下回っているが、暖橋地  
 2 点では 5.4mg/l と環境基準（5mg/l）を上回っている。また、綾瀬川の支川に  
 3 ついては、古綾瀬川の綾瀬川放水路前地点で 10mg/l、伝右川の伝右橋地点で  
 4 9.5mg/l、毛長川の水神橋地点で 11mg/l となっている。

5 全体として、中川・綾瀬川ブロックの水質は、下水道や合併処理浄化槽な  
 6 どの整備・普及、産業排水に対する規制などにより徐々に改善され、平成 27  
 7 年（2015 年）には環境基準達成率 100% を記録した。

8 今後も関係機関や地域と連携して、水質の維持または改善に努める必要が  
 9 ある。

注 1) 「環境基準」

公害防止の目標値。AA～E 類型の 6 段階に分類。

注 2) 「環境基準適合割合」

毎月 1 回測定している場合、1 年間の 12 個のデータのうち水質の良い方から 9 番目のデータが 75% 値となる。

BOD の測定結果については 1 年間で得られたすべての日平均のうちで、その地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75% 以上である場合に、環境基準に適合していると評価している。

言い換えれば、ある地点の BOD75% 値が、環境基準以下のとき、環境基準に適合していると言える。

$$\text{環境基準適合割合(\%)} = \frac{\text{環境基準に適合する日数}}{\text{測定日数}} \times 100$$

注 3) 「清流ルネサンスⅡ」

水質汚濁が著しい河川・湖沼・ダム貯水池などを対象に、きれいな水環境へ改善することを目的として策定された計画のことであり、日本のすべての汚れた河川などを対象に実施されるものではなく、水質改善に対する市町村や住民の方々などの熱意があり、積極的に取り組んでいる河川のみで策定される計画である。

<清流ルネサンスⅡ・計画イメージ図>



⑤河川の利用

中川・綾瀬川ブロックの河川は、平坦な流域を緩やかに流れる河川が多く、田園地域では周囲と調和した、豊かな水辺空間を形成している。また、元荒川、綾瀬川の下流部や大落古利根川などでは、広



元荒川の親水護岸の整備（吹上町）

い静水面が都市の中で開放感をもたらす貴重な空間となっており、遊歩道や川に降りられる階段護岸が整備されている。また、川幅に余裕のある大場川の下流では、人々のウォーターレクリエーションの要請に応え、プレジャーボートの施設として、また不法係留対策の一環として「大場川マリーナ」が整備され、利用されている。



綾瀬川の遊歩道の整備（越谷市）

中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査によると、人々が川へ行く目的は散歩が圧倒的に多く、河川に整備してほしい施設として、遊歩道や休憩所を望む声が多い。

一方で、河川へのゴミの不法投棄、広大な河川区域に工作物や盛土の不法占用が行われ、河川管理上の大きな問題となっている。

このようなことを踏まえ、今後は、関係機関や地域住民と連携・協力しながら、適正な河川利用と維持管理を行っていく必要がある。

⑤河川の利用

中川・綾瀬川ブロックの河川は、平坦な流域を緩やかに流れる河川が多く、田園地域では周囲と調和した、豊かな水辺空間を形成している。また、元荒川、綾瀬川の下流部、伝右



元荒川の遊歩道の整備（越谷市）

川や大落古利根川などでは、広い静水面が都市の中で開放感をもたらす貴重な空間となっており、遊歩道や川に降りられる階段護岸が整備されている。また、川幅に余裕のある大場川の下流では、人々のウォーターレクリエーションの要請に応え、プレジャーボートの施設として、また不法係留対策の一環として



伝右川の遊歩道の整備（草加市）

「大場川マリーナ」が整備され、利用されている。

中川・綾瀬川ブロックの河川に関するアンケート調査によると、人々が川へ行く目的は散歩が圧倒的に多く、河川に整備してほしい施設として、遊歩道や休憩所を望む声が多い。

一方で、河川へのゴミの不法投棄、広大な河川区域に工作物や盛土の不法占用が行われ、河川管理上の大きな問題となっている。

このようなことを踏まえ、今後は、関係機関や地域住民と連携・協力しながら、適正な河川利用と維持管理を行っていく必要がある。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成18年4月

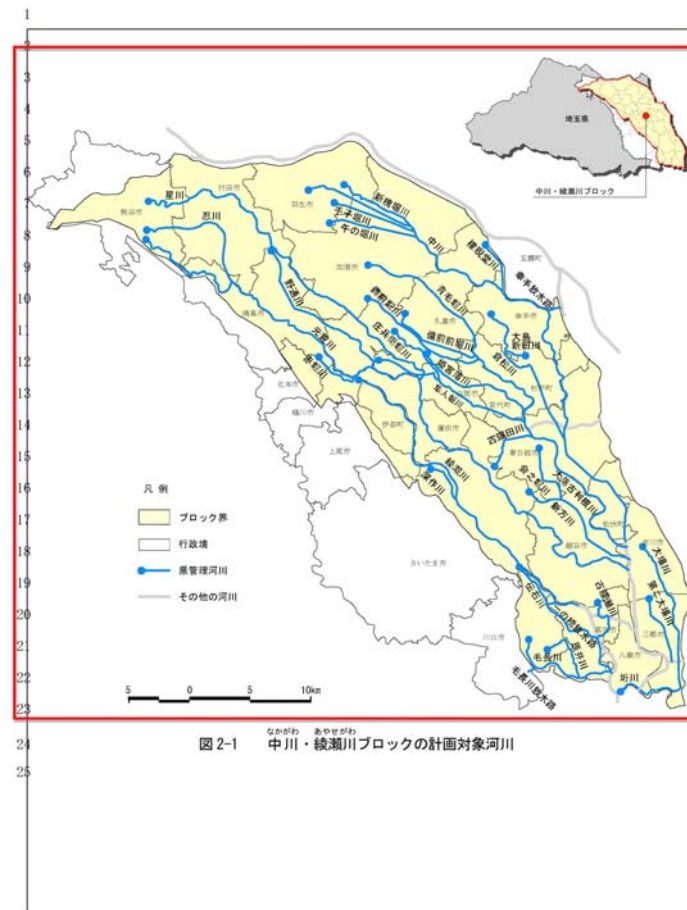
表 2-1 (2) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
元荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久 3951 番の 1 地先 右岸 同市大字佐谷田字八町 2084 番の 1 地先	中川への 合流点	60,650
星川	熊谷市大字上川上字前 493 番 3 地先の市道橋下流端	元荒川への 合流点	33,080
野通川	左岸 行田市大字小針字星川 51 番地先 右岸 同市同大字字壱通 449 番地先	元荒川への 合流点	13,770
赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野 1625 番の 1 地先 右岸 北本市大字常光別所字上手 451 番の 1 地先	元荒川への 合流点	3,970
忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町 2335 番地先 右岸 同市同大字同字 2292 番の 2 地先	元荒川への 合流点	11,520
新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南 313 番地先 右岸 岩槻市大字大戸字沼端 515 番地先	中川への 合流点	10,860
会之堀川	左岸 春日部市大字榎字内容 3766 番地 右岸 同市同大字立沼 4575 番の 1 地先	新方川への 合流点	4,500
大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷 991 番の 1 地先 右岸 久喜市大字吉羽字下河原 277 番の 4 地先	中川への 合流点	26,800
古岡田川	左岸 春日部市大字花積字合群地 152 番の 3 地先 右岸 岩槻市大字南平野字下六反 1089 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	4,800
隼人堀川	左岸 南埼玉郡白岡町大字柴山字芽田 1340 番の 1 地先 右岸 同郡同町同大字同字 1338 番地先	大落古利根川 への合流点	14,187
庄兵衛堀川	左岸 南埼玉郡菟瀬町大字台字北 1903 番の 1 地先 右岸 同郡同町同大字同字 1902 番の 1 地先	隼人堀川への 合流点	5,883
姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内容 699 番地先 右岸 同市同大字大谷 746 番地先	大落古利根川 への合流点	10,690
備前堀川	左岸 北埼玉郡新西町大字鴻葉字三俣 282 番の 1 地先 右岸 同郡同町大字字基字北谷 2204 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
備前前堀川	久喜市大字所久喜 809 番の 2 地先の県道六万部久喜停車場線万蔵橋下流端	大落古利根川 への合流点	7,820
青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原 1891 番の 1 地先 右岸 同市同大字字小宮 1627 番地先	大落古利根川 への合流点	11,238
倉松川	左岸 幸手市大字幸手裏町合群 4313 番の 3 地先 右岸 同市同大字同字 4526 番の 6 地先	中川への 合流点	13,800
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 573 番の 1 地先 右岸 同市同大字字木村 334 番の 1 地先	中川への 合流点	7,400
手子堀川	左岸 羽生市大字下手字林字下新井 2251 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 2252 番の 1 地先	中川への 合流点	6,400
新槻堀川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字前沼 617 番の 1 地先 右岸 同市同大字北萩島字中浦 503 番の 1 地先	中川への 合流点	6,300
権現堂川	左岸 幸手市大字権現堂字外上野 1134 番の 2 地先 右岸 北葛飾郡栗橋町大字小石衛門字堤外 302 番の 125 地先	中川への 合流点	4,580

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

表 2-1 (2) 中川・綾瀬川ブロックの計画対象区間

河川名	区 間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
元荒川	左岸 熊谷市大字久下字熊久 3951 番の 1 地先 右岸 同市大字佐谷田字八町 2084 番の 1 地先	中川への 合流点	60,650
星川	熊谷市大字上川上字前 493 番 3 地先の市道橋下流端	元荒川への 合流点	33,080
野通川	左岸 行田市大字小針字星川 51 番地先 右岸 同市同大字字壱通 449 番地先	元荒川への 合流点	13,770
赤堀川	左岸 鴻巣市大字常光字高野 1625 番の 1 地先 右岸 北本市大字常光別所字上手 451 番の 1 地先	元荒川への 合流点	3,970
忍川	左岸 熊谷市大字平戸字八町 2335 番地先 右岸 同市同大字同字 2292 番の 2 地先	元荒川への 合流点	11,520
新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南 313 番地先 右岸 <b>さいたま市岩槻区</b> 大字大戸字沼端 515 番地先	中川への 合流点	10,860
会之堀川	左岸 春日部市大字榎字内容 3766 番地 右岸 同市同大字立沼 4575 番の 1 地先	新方川への 合流点	4,500
大落古利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下野字山谷 991 番の 1 地先 右岸 久喜市大字吉羽字下河原 277 番の 4 地先	中川への 合流点	26,800
古岡田川	左岸 春日部市大字花積字合群地 152 番の 3 地先 右岸 <b>さいたま市岩槻区</b> 大字南平野字下六反 1089 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	4,800
隼人堀川	左岸 白岡市大字柴山字芽田 1340 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 1338 番地先	大落古利根川 への合流点	14,187
庄兵衛堀川	左岸 久喜市菟瀬町大字台字北 1903 番の 1 地先 右岸 同市同町同大字同字 1902 番の 1 地先	隼人堀川への 合流点	5,883
姫宮落川	左岸 久喜市大字下早見字内容 699 番地先 右岸 同市同大字大谷 746 番地先	大落古利根川 への合流点	10,690
備前堀川	左岸 <b>加須市</b> 大字鴻葉字三俣 282 番の 1 地先 右岸 同市大字字基字北谷 2204 番の 1 地先	大落古利根川 への合流点	11,400
備前前堀川	久喜市大字所久喜 809 番の 2 地先の県道六万部久喜停車場線万蔵橋下流端	大落古利根川 への合流点	7,820
青毛堀川	左岸 加須市大字下高柳字池原 1891 番の 1 地先 右岸 同市同大字字小宮 1627 番地先	大落古利根川 への合流点	11,238
倉松川	左岸 幸手市大字幸手裏町合群 4313 番の 3 地先 右岸 同市同大字同字 4526 番の 6 地先	中川への 合流点	13,800
大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への 合流点	1,950
幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への 合流点	1,100
午の堀川	左岸 羽生市大字町屋字八幡 573 番の 1 地先 右岸 同市同大字字木村 334 番の 1 地先	中川への 合流点	7,400
手子堀川	左岸 羽生市大字下手字林字下新井 2251 番の 1 地先 右岸 同市同大字同字 2252 番の 1 地先	中川への 合流点	6,400
新槻堀川	左岸 羽生市大字喜右衛門新田字前沼 617 番の 1 地先 右岸 同市同大字北萩島字中浦 503 番の 1 地先	中川への 合流点	6,300
権現堂川	左岸 幸手市大字権現堂字外上野 1134 番の 2 地先 右岸 <b>久喜市</b> 大字小石衛門字堤外 302 番の 125 地先	中川への 合流点	4,580



2. 2 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標として総合治水対策で位置づけられている、時間雨量 50mm 程度の降雨は<sup>注1)</sup>、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせ、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。施設の整備と併せて、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなど、総合的な治水対策を進めていく。

また、既存河川管理施設の機能維持に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携し、計画規模を上回る洪水等に対しても、被害を最小限に抑えるための防災体制の充実を図る。

注1) 時間雨量 50mm 程度は安全に流下させるものとして、実績降雨波形を用い、10 年に 1 回程度発生する規模を計画波形としている。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては良好な河川環境を可能な限り保全、再生していく。

また、生物の量とその多様性の確保についても関係機関及び地域住民と連

2. 2 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの河川では、将来的な計画を考慮しながら当面の県の改修目標として総合治水対策で位置づけられている、時間雨量 50mm 程度の降雨は<sup>注1)</sup>、安全に流下させることのできる整備を目指す。

河道改修、放水路、排水機場、調節池などの施設整備を効果的に組み合わせ、治水効果の早期発現を図るよう計画的な治水施設の整備を行う。  
施設の整備と併せて、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなど、総合的な治水対策を進めていく。

また、既存河川管理施設の機能維持に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携し、計画規模を上回る洪水等に対しても、被害を最小限に抑えるための防災体制の充実を図る。

注1) 時間雨量 50mm 程度は安全に流下させるものとして、実績降雨波形を用い、10 年に 1 回程度発生する規模を計画波形としている。

2. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の流水の正常な機能の維持については、農業用水などの利水状況にも配慮しつつ、動植物の生息・生育や流水の清潔の保持などに必要となる流量を検討し、その流量を確保できるように関係機関や地域住民と連携して健全な水循環の構築に努める。

2. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

中川・綾瀬川ブロックの多様な河川環境の現状の把握に努め、地形特性、自然環境、歴史、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に関係機関及び地域住民と連携し、協力を得ながら取り組んでいく。

河川環境、景観などに優れ、十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全するほか、河川整備が必要な区間においても、事業の実施にあたっては良好な河川環境を可能な限り保全、再生していく。

また、生物の量とその多様性の確保についても関係機関及び地域住民と連携・調整を図り検討をしていく。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

携・調整を図り検討をしていく。

水質については、利根川水系綾瀬川第二期環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）による浄化施設の設置、浚渫、浄化用水（荒川導水）といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努める。

河川への不法行為に関しては、関係機関などと連携して早期是正を図るものとする。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

水質については、平成 13 年～平成 22 年の期間において、利根川水系綾瀬川第二期環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）による浄化施設の設置、浚渫、浄化用水（荒川導水）といった各種施策を継続的に実施し、河川の美化活動に取り組んでいる地域住民・市民団体や下水道管理者等の関係機関と協力して、水質の向上や河川区域内のゴミの減量などの美化に努めた。平成 29 年以降は「綾瀬川・中川水質改善流域協議会」へその役割を移し、綾瀬川及び中川における浄化対策の総合的な施策を推進し、水質の維持または改善に努める。

河川への不法行為に関しては、関係機関などと連携して早期是正を図るものとする。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

おおぼがわ  
大場川

- ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近については、整備が完了している。
- ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

だいにおおぼがわ  
第二大場川

- ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

がはがわ  
垢川

- ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

もとあらかわ  
元荒川

- ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保されているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高水敷掘削を行う）を実施する。
- ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努めるとともに、元荒川の源流部には環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されているムサシトミヨが生息しているので、整備にあたっては十分配慮する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

1 おおぼがわ  
大場川

- 2 ・ 中川合流点から葛三橋（三郷市）までの区間及び吉川調節池越流堤付近について
- 3 は、整備が完了している。
- 4 ・ 本計画では、吉川調節池越流堤付近を除く葛三橋から県管理区間上流端までの区
- 5 間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤や河床掘削により河積
- 6 の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池の整備や排水機場の
- 7 増強を行う。

8

9 だいにおおぼがわ  
第二大場川

- 10 ・ 県管理区間の下流端から上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流
- 11 下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピー
- 12 ク流量を低減させるため、調節池を整備する。

13

14 がはがわ  
垢川

- 15 ・ 概ね整備が完了しているが、葛西用水路合流点周辺が一部未整備で流下能力上ネ
- 16 ックとなるため、築堤、河床掘削及び河道拡幅により河積の増大を図る。

17

18 もとあらかわ  
元荒川

- 19 ・ 元荒川は、しらこぼと橋（越谷市）より下流区間については、概ね整備が完了し
- 20 ている。
- 21 ・ 本計画では、しらこぼと橋から県管理区間上流端までの区間の河道整備を行うが、
- 22 このうち星川合流点より下流区間については、概ね整備目標相当の河積が確保さ
- 23 れているので、現況河道を利用し築堤を主とした軽微な改修（一部引堤区間で高
- 24 水敷掘削を行う）を実施する。
- 25 ・ 星川合流点より上流区間については、整備目標流量を安全に流下させるため、河
- 26 道拡幅や築堤、河床掘削により河積の拡大を図る。
- 27 ・ 河道のピーク流量を低減させるため、調節池及び放水路を整備する。
- 28 ・ 河床掘削においては、既存の淵・みお筋を極力活かした整備を行うよう努めると
- 29 ともに、元荒川の源流部には環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧種に
- 30 指定されているムサシトミヨが生息しているので、整備にあたっては十分配慮する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
大落古利根川

- ・ 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- ・ 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育環境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- ・ 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息環境及び生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンドなどの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- ・ なお、大落古利根川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキタミソウやノウルシの生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配慮する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
古隅田川

- ・ 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
隼人堀川

- ・ 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡町）下流までの区間では、概ね整備が完了している。
- ・ 本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

1 利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
大落古利根川

- 2 利根川の旧流路であり、元々河積が大きく、現況流下能力が比較的高いため、中
- 3 川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量を安全に流
- 4 下させるため、築堤を主とした軽微な改修を実施する。
- 5 築堤に伴う護岸整備にあたっては、周辺の景観との調和、動植物の生息・生育環
- 6 境に配慮し、自然にやさしい水辺づくりに努める。
- 7 改修にあたっては、動植物相に富んだ河川の特性を生かし、動植物の生息環境及
- 8 び生育環境に配慮し、多自然護岸など自然にやさしい水辺づくりに努める。また、
- 9 周辺環境と調和し、良好な自然環境を現状で有している区域については、ワンド
- 10 などの整備を含めた、生物の移動回廊としての機能の保全に努めていく。
- 11 ．なお、大落古利根川の水辺には埼玉県レッドデータブックに記載されているキ
- 12 タミソウやノウルシの生育がみられる地域があるので、整備にあたっては十分配
- 13 慮する。
- 14

15 利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
古隅田川

- 16 大落古利根川合流点から県管理区間上流端までの全区間について、整備目標流量
- 17 を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図り、
- 18 河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- 19

20 利根川水系中川・綾瀬川ブロック  
隼人堀川

- 21 大落古利根川合流点から海老島橋（白岡市）下流までの区間では、概ね整備が完
- 22 了している。
- 23 ．本計画では、海老島橋下流から県管理区間上流端までの区間について、整備目標
- 24 流量を安全に流下させるため、河道拡幅や築堤、河床掘削により河積の増大を図
- 25 り、河道のピーク流量を低減させるため、調節池を整備する。
- 26



3.1.2 河川工事の施行の場所

今後、工事を施行していく場所は、表 3-1 に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図 3-1 に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表 3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
中川	県管理区間下流端(33.79km) ～宇和田公園橋上流(56.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり
	赤手市上古羽地先(58.74km) ～昭和橋上流(62.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	東北新幹線高架橋下流(63.37km) ～上流端(80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	
	小計	43.62		
綾瀬川	鴨橋下流(23.25km) ～上流端(47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(8箇所)	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
毛長川	綾瀬川合流点(0.00km) ～毛長川調節池越境下流(8.23km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	赤井橋(8.62km) ～上流端(9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	9.34		
辰井川	葦沢井橋上流(3.90km) ～上流端(5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
伝右川	草加六丁目橋下流(3.78km) ～草加六丁目橋(3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水機場増強	・周辺環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.37km) ～草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流(9.10km) ～伝右橋上流(9.15km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	
	小計	0.21		

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

3.1.2 河川工事の施行の場所

今後、工事を施行していく場所は、表 3-1 に示す河道、調節池、排水機場、放水路とし、これらの整備を計画的に行うものとする。図 3-1 に、河川工事の施行区間及び場所の概要図を示す。

表 3-1 (1) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容	
			治水に関すること	河川環境に関すること※
中川	県管理区間下流端(33.79km) ～宇和田公園橋上流(56.17km)	22.47	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり
	赤手市上古羽地先(58.74km) ～昭和橋上流(62.46km)	3.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・優れた自然環境の保全 ・自然環境に配慮した調節池整備
	東北新幹線高架橋下流(63.37km) ～上流端(80.80km)	17.43	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	
	小計	43.62		
綾瀬川	鴨橋下流(23.25km) ～上流端(47.97km)	24.72	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(8箇所)	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・水環境改善
毛長川	綾瀬川合流点(0.00km) ～毛長川調節池越境下流(8.23km)	8.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・水環境改善
	赤井橋(8.62km) ～上流端(9.73km)	1.11	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	
	小計	9.34		
辰井川	葦沢井橋上流(3.90km) ～上流端(5.40km)	1.50	河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備
伝右川	草加六丁目橋下流(3.78km) ～草加六丁目橋(3.88km)	0.10	築堤、河床掘削、護岸、排水機場増強	・周辺環境と調和した水辺づくり ・水環境改善
	草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.37km) ～草加市新栄町地先私道入道橋下流(8.43km)	0.06	築堤、河床掘削、護岸	
	伝右橋上流(9.10km) ～伝右橋上流(9.15km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	
	小計	0.21		

12 ※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

13 ※状況の変化や視況流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容		
			治水に関すること	河川環境に関すること※	
古綾瀬川	綾瀬川合流点(0.00km) ～萩加市松江町地先(0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、排水機場	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	松江新橋下流(0.80km) ～松江新橋上流(0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	弁天橋下流(1.40km) ～弁天橋上流(1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	船戸橋下流(2.08km) ～綾瀬川放水路伏越(2.30km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	草加橋下流(3.50km) ～草加橋上流(3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	古川橋下流(3.78km) ～古川橋上流(3.85km)	0.07	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	萩加市八幡町地先(4.34km) ～萩加市八幡町地先(4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	小計	1.33			
	大場川	第三橋下流(1.50km) ～吉川調節池越境下流(16.00km)	14.50	築堤、河床掘削、護岸、調 節池(3箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
		吉川調節池越境上流(16.20km) ～上流端(16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備
小計		15.10			
第二大場川	県管理区間下流端(0.45km) ～上流端(6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(5箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺環境と調和した水辺づくり	
埴川	舊西用水路合流点下流(0.78km) ～舊西用水路合流点上流(0.86km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺環境と調和した水辺づくり	
元荒川	越谷市大成町地内(1.10km)	—	調節池(1箇所)	・多自然型護岸などの自然にやさしい 水辺づくり ・優れた自然環境の保全	
	越谷市大字増森地先(1.85km) ～越谷市大字増森地先(1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池、放水 路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
	しらこぼと橋下流(3.80km) ～上流端(60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)、放 水路	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
	小計	56.90			
星川	見沼代用水路合流点(24.40km) ～上流端(33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺の自然環境に配慮した、自然に やさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
野通川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(3箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
赤堀川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり	
忍川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
新方川	中川合流点(0.00km) ～上流端(10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
会之堀川	新方川合流点(0.00km) ～会之堀橋下流(0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

表 3-1 (2) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容		
			治水に関すること	河川環境に関すること※	
古綾瀬川	綾瀬川合流点(0.00km) ～萩加市松江町地先(0.60km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、排水機場	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	松江新橋下流(0.80km) ～松江新橋上流(0.90km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	弁天橋下流(1.40km) ～弁天橋上流(1.50km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	船戸橋下流(2.08km) ～綾瀬川放水路伏越(2.30km)	0.22	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	草加橋下流(3.50km) ～草加橋上流(3.55km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	古川橋下流(3.78km) ～古川橋上流(3.85km)	0.07	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	萩加市八幡町地先(4.34km) ～萩加市八幡町地先(4.50km)	0.16	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・水環境改善	
	小計	1.33			
	大場川	第三橋下流(1.50km) ～吉川調節池越境下流(16.00km)	14.50	築堤、河床掘削、護岸、調 節池(3箇所)、排水機場増設	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備
		吉川調節池越境上流(16.20km) ～上流端(16.80km)	0.60	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備
小計		15.10			
第二大場川	県管理区間下流端(0.45km) ～上流端(6.18km)	5.73	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(5箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺環境と調和した水辺づくり	
埴川	舊西用水路合流点下流(0.78km) ～舊西用水路合流点上流(0.86km)	0.08	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺環境と調和した水辺づくり	
元荒川	越谷市大成町地内(1.10km)	—	調節池(1箇所)	・多自然型護岸などの自然にやさしい 水辺づくり ・優れた自然環境の保全	
	越谷市大字増森地先(1.85km) ～越谷市大字増森地先(1.90km)	0.05	築堤、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池、放水 路整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
	しらこぼと橋下流(3.80km) ～上流端(60.65km)	56.85	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)、放 水路	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
	小計	56.90			
星川	見沼代用水路合流点(24.40km) ～上流端(33.08km)	8.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・周辺の自然環境に配慮した、自然に やさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
野通川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(13.77km)	13.77	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(3箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
赤堀川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(3.97km)	3.97	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり	
忍川	元荒川合流点(0.00km) ～上流端(11.52km)	11.52	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備 ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
新方川	中川合流点(0.00km) ～上流端(10.86km)	10.86	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
会之堀川	新方川合流点(0.00km) ～会之堀橋下流(0.75km)	0.75	築堤、河道拡幅、河床掘削、 護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい 水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や状況低下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成18年4月

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容		
			治水に関すること	河川環境に関すること※	
大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全	
古岡田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備	
隼人堀川	海老島橋下流(3.35km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
	白岡町太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備	
	六兵衛橋上流(4.20km) ～上流端(4.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)		
	小計	10.32			
庄兵衛堀川	隼人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
姫宮落川	柚ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
備前前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
青毛堀川	喜橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備	
倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	倉松橋下流(2.80km) ～寺崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	巖匠橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	大島新田調節池越境下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	長八橋下流(8.56km) ～金野田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	小計	6.09			
	午の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新槻堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
合計		321.06			

※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

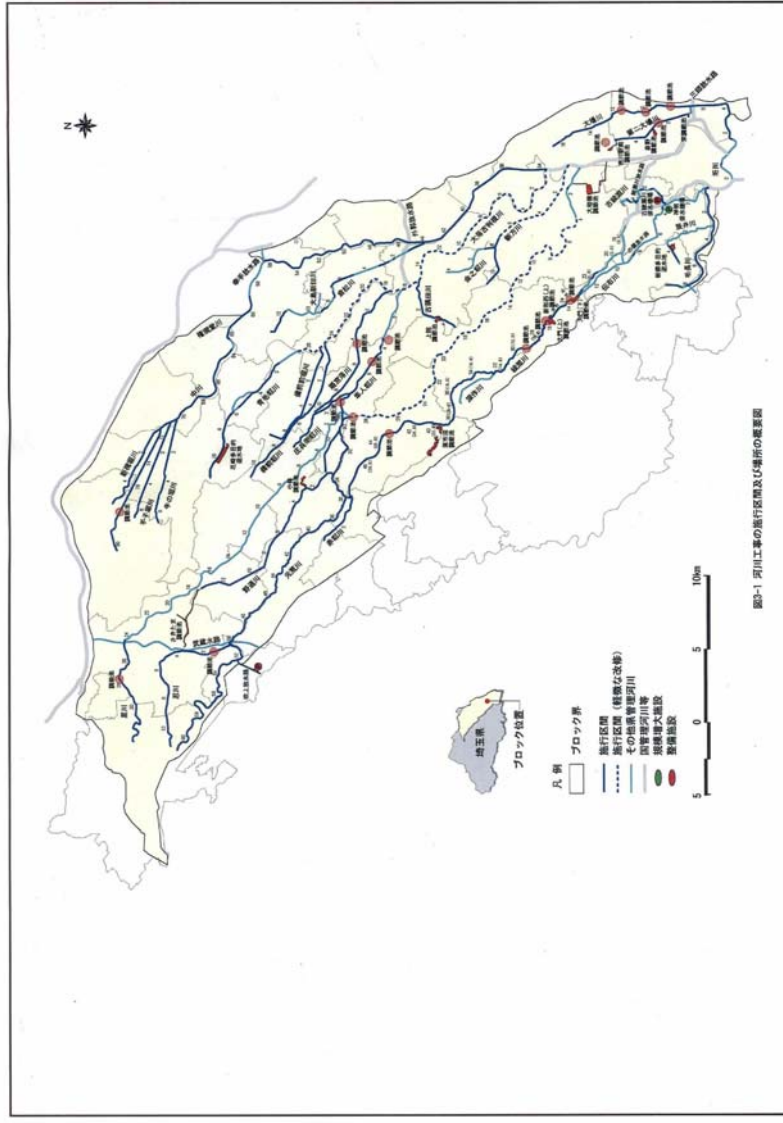
表 3-1 (3) 河川工事の場所と内容

対象河川	河川工事の場所	延長 (km)	河川工事の内容		
			治水に関すること	河川環境に関すること※	
大落古利根川	中川合流点(0.00km) ～上流端(26.80km)	26.80	築堤、河床掘削	・多自然型護岸などの自然にやさしい水辺づくり ・優れた自然環境の保全	
古岡田川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(4.80km)	4.80	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境に配慮した調節池整備	
隼人堀川	海老島橋下流(3.35km) ～海老島橋上流(3.45km)	0.10	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
	白岡町太田新井地先(3.87km) ～六兵衛橋下流(4.10km)	0.23	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然環境に配慮した調節池整備	
	六兵衛橋上流(4.20km) ～上流端(4.19km)	9.99	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(3箇所)		
	小計	10.32			
庄兵衛堀川	隼人堀川合流点(0.00km) ～上流端(5.88km)	5.88	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
姫宮落川	柚ノ木橋下流(0.60km) ～上流端(10.69km)	10.09	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備	
備前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(11.40km)	11.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
備前前堀川	大落古利根川合流点(0.00km) ～上流端(7.82km)	7.82	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
青毛堀川	喜橋下流(1.56km) ～上流端(11.24km)	9.68	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸、調節池(1箇所)	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・自然環境の再生や河川空間の有効利用に配慮した調節池整備	
倉松川	中川合流点(0.00km) ～国道16号(1.20km)	1.20	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
	久太郎橋下流(2.25km) ～久太郎橋上流(2.30km)	0.05	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	倉松橋下流(2.80km) ～寺崎橋上流(3.40km)	0.60	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	巖匠橋(5.40km) ～水管橋上流(6.95km)	1.55	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	大島新田調節池越境下流(7.45km) ～留八橋上流(7.70km)	0.25	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	長八橋下流(8.56km) ～金野田橋上流(9.00km)	0.44	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	天神島橋(11.80km) ～上流端(13.80km)	2.00	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸		
	小計	6.09			
	午の堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(7.40km)	7.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり
	手子堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.40km)	6.40	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり ・魚類等の移動に配慮した落差工整備
新槻堀川	中川合流点(0.00km) ～上流端(6.30km)	6.30	築堤、河道拡幅、河床掘削、護岸	・自然素材の利用など自然にやさしい水辺づくり	
合計		321.06			

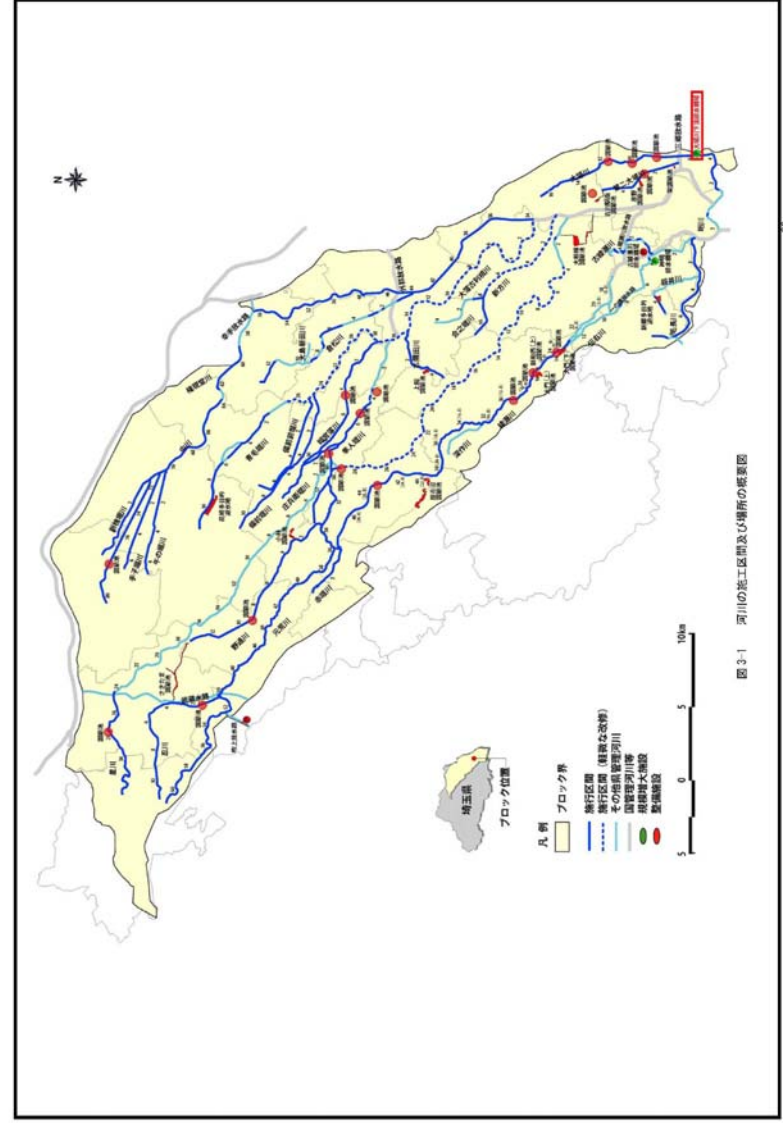
※詳細な内容については、附図「整備にあたっての配慮事項」を参照のこと

※状況の変化や既設流下能力等により、必要に応じて本表に示していない場所と内容においても施行することがある

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案



また、洪水による被害の軽減には、水防団体による巡視や、緊急対策として行われる各種水防工法の実施による水防活動が必要不可欠であることから、河川管理者と水防団体が緊密に情報交換を行うなど、今後も相互の協力体制を充実していく。

河川情報については、定期的な雨量・水位・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係わるデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用するなどの幅広い情報提供の方法を検討していく。

また、地域の特性や地域住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に進めていくために、上記データの他、工事を行った箇所について施行前後の状況等の公表に努める。

### 3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

#### ①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

#### ②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

### 3.2.3 河川環境の保全

#### ①水質の保全及び改善

水質については、依然として環境基準値を上回っている河川もあることから、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と

また、洪水による被害の軽減には、水防団体による巡視や、緊急対策として行われる各種水防工法の実施による水防活動が必要不可欠であることから、河川管理者と水防団体が緊密に情報交換を行うなど、今後も相互の協力体制を充実していく。

河川情報については、定期的な雨量・水位・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係わるデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用するなどの幅広い情報提供の方法を検討していく。

また、地域の特性や地域住民のニーズに適した河川の利用、整備を効果的に進めていくために、上記データの他、工事を行った箇所について施行前後の状況等の公表に努める。

### 3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

#### ①河川の適正な利用

河川の適正な水利用を図るため、河川流量、河川水の取水・還元量の実態、農業用水などの利水状況等を把握するとともに、動植物の生息・生育環境や流水の清潔の保持、良好な景観に必要な維持流量を検討していく。また、河川流量の安定を図るため、関係機関との連携を図っていく。

#### ②流水の正常な機能の維持

健全な水循環系の構築のため、関係機関や地域住民と連携、協力して、流域の保水・遊水機能の向上を図る。

### 3.2.3 河川環境の保全

#### ①水質の保全及び改善

水質については、依然として環境基準値を上回っている河川もあることから、多様な施策を実施するとともに、関係機関や地域住民と連携して改善を図る。  
具体的には、水質汚濁の発生源対策として下水道などの整備、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、産業排水規制について関係機関と連携をとりながら推進していく。その他、生活雑排水による負荷を軽減するため、家庭での調理くずや廃食用油などの処理、洗剤の適正使用などについて、関係機関と

携して普及啓発及び支援を行っていく。

水域の直接浄化対策として、水質汚濁の著しい水域については浄化施設の設置が有効であることから、河川の規模や周辺環境に応じた効率的な処理方法を検討し、下水道整備の進捗状況と調整を図りながら実施するとともに、河川における底泥の堆積による水質悪化や悪臭防止のため、底泥



水際部を残した草刈り

の浚渫を行う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっていることから、他河川からの環境用水の導水や高度処理下水の導水・還流を行うために、関係機関や水利使用者などと連携を図る。

また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めることが期待できるため、「多自然型川づくり」を推進していく。

②自然環境や景観の保全

良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を活かした適正な河川の自然環境の保全に努める。

埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民・企業・NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進することとしている。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携、協力していく。

1 携して普及啓発及び支援を行っていく。

2 水域の直接浄化対策として、  
3 水質汚濁の著しい水域につい  
4 ては浄化施設の設置が有効で  
5 あることから、河川の規模や  
6 周辺環境に応じた効率的な処  
7 理方法を検討し、下水道整備  
8 の進捗状況と調整を図りなが  
9 ら実施するとともに、河川に  
10 おける底泥の堆積による水質  
11 悪化や悪臭防止のため、底泥



水際部を残した草刈り  
(水際部には動物の生息環境を提供する機能がある)

12 の浚渫を行う。また、河川流量の減少が水質悪化の要因の一つにもなっている  
13 ことから、他河川からの環境用水の導水や高度処理下水の導水・還流を行うた  
14 めに、関係機関や水利使用者などと連携を図る。

15 また、多孔質護岸や植生の回復などにより、水域の自然浄化機能を高めること  
16 が期待できるため、「多自然川づくり」を推進していく。

17  
18 ②自然環境や景観の保全

19 良好な河川環境及び自然生態系の保全に努め、河川ごとの地域特性を活かした  
20 適正な河川の自然環境の保全に努める。

21 埼玉県では、多くの動植物が存続の危機に瀕している現状の問題点を調査・  
22 分析し、その結果を踏まえ、埼玉県生物多様性保全戦略を策定し、県民・企業・  
23 NPO・関係機関と連携・協力した野生動植物の保護対策を推進している。

24 特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実  
25 施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規制を制定するなど、様々な対策  
26 が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連  
27 携、協力していく。

利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画  
附 図

平成 18 年 4 月

埼 玉 県

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17

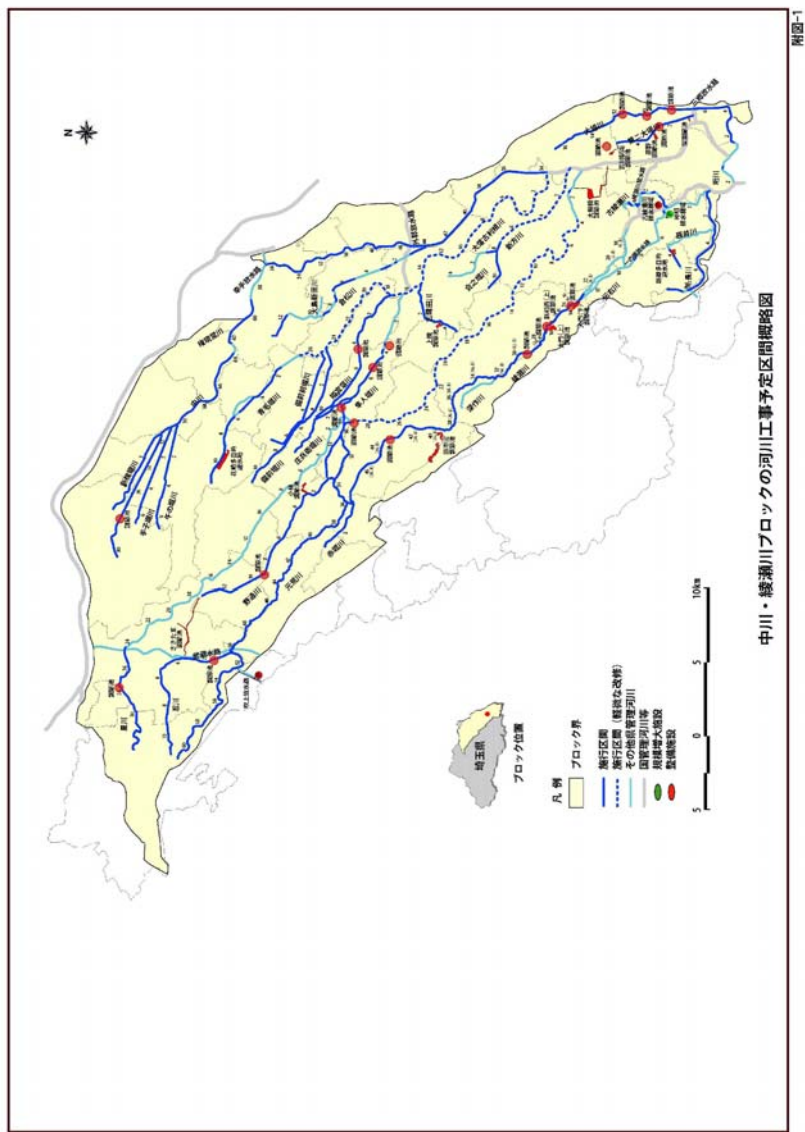
利根川水系

中川・綾瀬川ブロック河川整備計画  
附 図

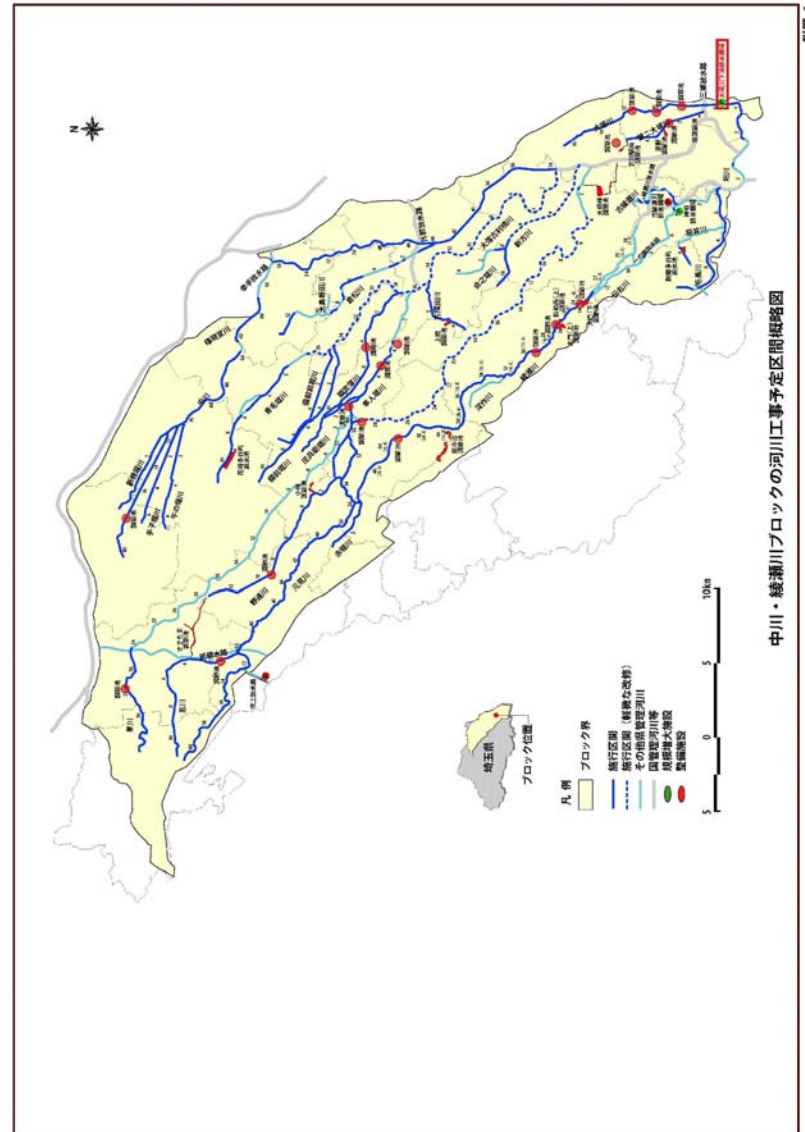
令和元年 月

埼 玉 県

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月



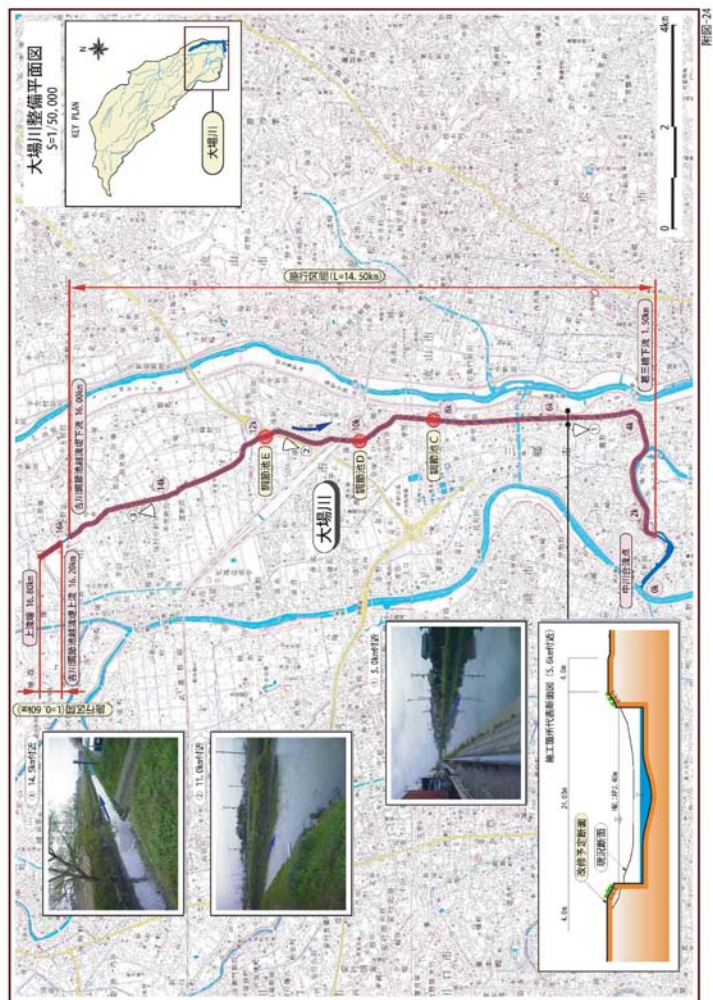
利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案







利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）平成 18 年 4 月



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（県管理区間）変更案

